

若 観 ま 第 2 号
令和7年5月30日

区長・総代・代表 各位

若狭町長 渡辺 英朗

令和7年度集落ヒアリングの実施について

日頃から町行政に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、例年、実施させていただいております集落ヒアリングについて、持続可能なまちづくり推進の一環として、今年度も実施させていただきます。

つきまして、事業要望がある集落におかれましては、関係書類のご提出をお願いいたします。ご提出にあたっては、お忙しいこととは存じますが、集落内の点検を併せてお願いいたします。

記

1 目 的 集落と町の「協働」による集落課題の解決

2 提出期限 令和7年7月4日（金）

3 提出内容 別紙「令和7年度集落ヒアリング実施要綱」のとおり

※事業実施計画書は本年度の様式をご利用ください。（過年度の様式は使用しないでください）

※新規要望、継続要望ともに記載をお願いします。

※ハード事業に関わらず、ヒアリングを希望する案件はご記載ください。

若狭町観光まちづくり課 藤森 TEL 0770-45-9112 FAX 0770-45-1115
--

令和 7 年度集落ヒアリング実施要綱

1 事前提出資料

- ・提出日 令和 7 年 7 月 4 日（金）まで
- ・提出物 様式データは若狭町ホームページ内からダウンロードできます。



URL : <https://www.town.fukui-wakasa.lg.jp/soshiki/kankoumatizukurika/3257.html>

№	提出物	備考	提出方法
1	集落ヒアリング出欠票（別紙 1）		紙 or データ
2	事業実施計画書（別紙 2） ※新規要望・継続要望の別、優先順位を明記してください。	➢ <u>新設・改良事業のみ記載</u> してください。（道路や農業用施設の新設・改良、交通安全施設や治山・急傾斜地・砂防施設の新設など） ➢ 簡易な修繕事業については、随時、各担当課へご要望ください。（本紙には記載しないでください） ➢ <u>継続要望、新規要望ともに記載</u> ください。 ➢ 要望にあたっては「用地の無償提供ができること」、「規定の地元負担金の準備ができていること」が要件になります。	Excel データ
3	箇所図（全体、詳細）	住宅地図等にて要望箇所をご記入ください。	紙 or データ
4	現況写真	直近の写真をご提供ください。	紙 or データ
5	空き家状況調べ	調査票に現状をご記入ください。 住宅地図に空き家の位置が分かるように印をしてご提出ください。	紙

- ・提出先 三方庁舎 観光まちづくり課 TEL : 0770-45-9112 Fax : 0770-45-1115
Mail : kanmachi@town.fukui-wakasa.lg.jp
※電子データにてご提出をお願いいたします。

2 日時・会場

- ・日 時 8 月 4 日(月)～ 8 月 7 日(木) ※別紙 3「集落ヒアリング日程」参照
- ・会 場 三方庁舎 2 階 第 1 会議室ほか
※ご都合がつかない場合は、7 月 4 日までに観光まちづくり課までご連絡ください。

3 ヒアリング内容

- ・事業実施計画書の内容確認
- ・その他
集落センターの新築、修繕要望の確認
SDGs まちづくり推進事業の進捗・要望確認
空き家の状況

4 出席者

- ・集落 ... 区長ほか（原則、区長を入れて 3 名以内としてください。）
- ・役場 ... 観光まちづくり課・建設課・環境安全課ほか
- ・その他 ... 地区公民館長、地域づくり協議会長

5 回答

- ・ヒアリング（事業実施計画）に対する回答については 1 1 月末までにご報告いたします。

若狭町観光まちづくり課 行 【 提出締切日 7月4日（金） 】

(Mail : kanmachi@town.fukui-wakasa.lg.jp Fax : 0770-45-1115)

令和7年度 集落ヒアリング出欠票

集落名 _____

区長名 _____

連絡先 _____

ヒアリングに 出席する ・ 欠席する

(いずれかに ○ をしてください。)

事業実施計画書（R 7）

別紙2

- ・新設・改良事業のみ記載してください。（道路の新設、道路の拡幅、農業用施設の新設、外灯の新設など）
- ・簡易な修繕事業については、ヒアリングを待たず、随時、各担当課へご要望ください。（本紙には記載しないでください）
- ・新規要望、継続要望ともに記載してください。
- ・要望にあたっては、「用地の無償提供ができること」、「規定の地元負担金の準備ができていること」が要件になります。

集落名：
区長名：
連絡先：
（携帯番号）

優先 順位	新規要望 継続要望 の別	路線名・施設名・位置	図面 番号	問題点（要望する理由）	要望内容（施工計画、施工延長など）	用地の無償提供 可能かどうか	地元負担金の準備 ができてい かどうか

不足する場合は、行を追加して記載してください。

事業実施計画書（R 7）

- ・新設・改良事業のみ記載してください。（道路の新設、道路の拡幅、農業用施設の新設、外灯の新設など）
- ・簡易な修繕事業については、ヒアリングを待たず、随時、各担当課へご要望ください。（本紙には記載しないでください）
- ・新規要望、継続要望ともに記載してください。
- ・要望にあたっては、「用地の無償提供ができること」、「規定の地元負担金の準備ができていないこと」が要件になります。

集落名：
区長名：
連絡先：
（携帯番号）

優先順位	新規要望 継続要望 の別	路線名・施設名・位置	図面 番号	問題点（要望する理由）	要望内容（施工計画、施工延長など）	用地の無償提供 可能かどうか	地元負担金の準備 ができていないかどうか
1	新規	（例） 町道 〇〇宅前から 〇〇宅倉庫横まで	①	道路が狭所となっており、車のすれ違いができない。	道路の拡幅 延長＝50m	○	○
	継続（R5～）						
		緊急性、危険性、必要性などを考慮し、集落としての優先順位を必ずお書きください。		箇所が分かる地図や、現況が分かる写真を撮影し、別途任意様式に添付してください。該当箇所番号と写真の番号が一致するようにお書きください。		無償提供可能＝○ 無償提供不可＝×	
							準備済み＝○ 準備できていない＝×

不足する場合は、行を追加して記載してください。

■令和7年度 集落ヒアリング日程

別紙3

会場 若狭町役場三方庁舎 2階 第1会議室 ほか

日付・時間		A	B	C	D
8月	9:00	倉見	相田	大鳥羽	末野
4日	10:00	白屋	藤井	上黒田	安賀里
(月)	11:00	成願寺	南前川	麻生野	下々中
	13:30	上野	北前川	海土坂	有田
	14:30	能登野	佐古	三生野	下吉田
	15:30	横渡	田名	無悪	上吉田
	16:30	井崎	向笠	三田	脇袋
	17:30	高岸	鳥浜	小原	瓜生
	18:30				
	19:30				
5日	9:00	岩屋	古川	南	関
(火)	10:00	田上	中山	山内	若葉
	11:00	東黒田	市	持田	グリーンハイツ
	13:30	館川	中村	長江	瓜生コーポ
	14:30	三方	寺谷	朝霧	
	15:30		切追		
	16:30		苧		
	17:30		上瀬		
	18:30				
	19:30				
6日	9:00	成出	塩坂越	杉山	仮屋
(水)	10:00	田井野	遊子	堤	若王子
	11:00	梅ヶ原	小川	兼田	三宅
	13:30	田立	神子	武生	市場
	14:30	別庄	常神	玉置	井ノ口
	15:30	世久津		上野木	天徳寺
	16:30	伊良積		中野木	神谷
	17:30	北庄		下野木	日笠
	18:30				上中コーポ
	19:30				
7日	9:00	海山		熊川	
(木)	10:00	世久見		新道	
	11:00	食見		河内	
	13:30			せせらぎ	
	14:30				
	15:30				
	16:30				
	17:30				
	18:30				
	19:30				

土地改良事業、治山・林道事業について

1. 土地改良事業

①県単小規模土地改良事業

主に国庫補助事業の採択要件を満たさない小規模な工事が対象です。要望詳細調査、現地調査等を行い令和8年度以降に採択の可否を検討し、緊急性の高いものから県に要望し、事業採択を受けられれば着手します。

- ・事業規模：1箇所あたり500万円以下
- ・地元負担金：事業費の30%
- ・地元調整：事業計画について集落内、周辺地権者、耕作者等の説明、協議は地元で行い、事業の承諾を得てください。
- ・用地確保：原則として工事による構造物は個人所有地には設置しません。工事に係る隣接地所有者等との調整は地元で行ってください。
- ・採択要件：受益面積1ha以上
- ・事業工種
 - 1) 農業用排水路
 - 2) 農道整備
 - 3) 農業用排水施設

②田んぼダム利活用促進事業

田んぼの排水柵を流出量が少ない柵に改修し、豪雨発生時に田んぼに一時的な雨水貯留を行うことで河川の増水を防ぐ事業です。要望箇所調査を行い令和8年度以降に採択の可否を検討して県に要望し、事業採択を受けられれば着手します。土地所有者・耕作者が事業の主旨をご理解ご協力いただける場合はご相談ください。

- ・地元負担金：0%
- ・地元調整：工事計画について集落内、耕作者等の説明、協議は地元で行い、工事の理解を得てください。
- ・採択要件：1地区あたり5ha以上の団地であること。
原則として農地中間管理機構の重点地域指定がされた地区であること。
- ・事業工種
 - 1) 排水柵の整備
 - 2) 畦畔補強
 - 3) 排水路の軽微な修繕

2. 治山事業、林道事業

①県営（国庫・県単）治山事業

過去の豪雨や台風で大規模な土砂流出が発生した、もしくは、今後の発生が予見される箇所に、比較的規模の大きい治山施設を設置するものです。

市町村を通じ県に要望し、県が要望詳細調査、現地調査等を行い採択の可否を判断します。

現在、県に多数の要望をしており、新規要望であれば数年以上先の実施となります。

- ・地元負担金：0%
- ・用地確保：砂防事業と違い個人所有地へ構造物を設置しますが、用地買収は行いません。工事に係る土地所有者の様々な同意調整、同意書の取り纏めは地元で行ってください。
- ・立木補償：土砂発生源の立木補償はありません。治山ダム施工地、資材搬入路等に係る立木の伐採は補償対象となります。
- ・採択要件：保安林であること（様々な行為制限あり）。
※保安林でない場合、土地所有者同意のうえで指定します（数年を要します。）。

・事業工種

1) 溪間工事・・・治山ダム・流路工 等

※治山ダムは満砂となることで後の溪流勾配を緩くして、降雨時の土砂流出を軽減することを目的としており、基本的に設置後の浚渫は行いません。

2) 山腹工事・・・崩壊部の復旧 等

3) 森林整備・・・植栽・間伐 等

②県単小規模荒廃治山事業

主に県営治山事業の事業規模に満たないもので、過去に小規模な土砂流出が発生した箇所に、小規模治山施設を設置するものです。要望詳細調査、現地調査等を行い令和8年度以降に採択の可否を検討し、緊急性の高いものから県に要望し、事業採択を受けられれば着手します。

- ・地元負担金：事業費の20%
- ・用地の確保：砂防事業と違い個人所有地へ構造物を設置しますが、用地買収は行いません。工事に係る土地所有者の様々な同意調整、同意書の取り纏めは地元で行ってください。
- ・立木補償：立木補償はありません。
- ・採択要件：自然山地であること（人工的に切土、掘削、盛土等がなされていれば対象外です。）。

・事業工種

1) 溪間工事・・・谷止め工・小規模流路工

※治山施設の浚渫は対象外です。

土砂浚渫等の管理は地元で行ってください。

2) 山腹工事・・・崩壊部の復旧、かご工による土留め

3. 県単林道事業

主に国庫補助事業の事業規模に満たない小規模な工事で、林道の機能保全・機能改良のために構造物を設置するものです。要望詳細調査、現地調査等を行い令和8年度以降に採択の可否を検討し、緊急性の高いものから県に要望し、事業採択を受けられれば着手します。

※災害復旧は別にご相談ください。

・事業規模：1箇所あたり500万円以下

・地元負担金：事業費の30%

・用地の確保：民有林道における工事のため基本的に民地内での工事となりますが、用地の買収は行いません。工事に係る土地所有者の様々な同意調整は地元で行ってください。

・立木補償：立木補償はありません。

・採択要件：林道として認定されている路線内であること。

構造物の設置を伴うこと（土砂撤去のみは対象外です。）。

林道利用の実態があること。

・事業工種の例

1) 舗装工事・・・アスファルト舗装、コンクリート舗装

2) 排水工事・・・側溝の整備、谷止め工の設置

※既存施設の浚渫は対象外です。

整備後の側溝清掃や浚渫等の管理は地元で行ってください。

3) 法面工事・・・崩落土砂撤去＋植生工や吹付工、落石防止ネット、土留擁壁

【各事業担当】

各事業の担当課は下記のとおりです。

建設課	TEL：0770-45-9104	・・・	1 - ②田んぼダム利活用促進事業以外の事業
農林水産課	TEL：0770-45-9102	・・・	1 - ②田んぼダム利活用促進事業